

# 第22回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先にお考えいただき、ご来場を自粛していただくことをお願い申し上げます。

開催  
日時

2022年10月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

大阪市北区堂山町3番3号  
日本生命梅田ビル5階  
A P 大阪梅田東

議決権行使期限

2022年10月26日（水曜日）午後6時

本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

## 目次

第22回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 資本金の額の減少の件	
第2号議案 剰余金の処分の件	
第3号議案 定款の一部変更の件	
第4号議案 取締役2名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	10
計算書類	37
監査報告書	58

株式会社LeTech

証券コード：3497

 LeTech

証券コード 3497  
2022年10月12日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区堂山町3番3号

株式会社 L e T e c h

代表取締役  
社 長 平 野 哲 司

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年10月26日（水曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年10月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂山町3番3号 日本生命梅田ビル5階  
A P大阪梅田東
3. 目的事項  
報告事項 第22期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 資本金の額の減少の件  
**第2号議案** 剰余金の処分の件  
**第3号議案** 定款の一部変更の件  
**第4号議案** 取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.letech-corp.net/>) に掲載してお知らせします。

## 事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、2022年10月21日（金曜日）午後5時まで事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご質問の受付につきましては、以下サイトよりお寄せいただきますようお願いいたします。

※株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

事前質問URL

<https://q.srdb.jp/3497/>

## 動画配信のご案内

本株主総会の様子は、後日動画配信を行います。本株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト（<https://www.letech-corp.net/>）にてご案内させていただきます。

本株主総会では会場内で撮影があり、可能な範囲において、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。映像をご視聴いただくための通信料につきましては、ご視聴になる株主様のご負担となります。

事後配信URL

<https://www.letech-corp.net/>

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 提案理由

当社は、早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

#### 2. 減少する資本金の額

##### (1) 減少する資本金の額 2,301,521,133円

ただし、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を50,000,000円といたします。

##### (2) 資本金の額の減少の効力発生日 2022年12月12日

### 第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少させて繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、第1号議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

##### (1) 減少する剰余金の項目及び額 その他資本剰余金 1,596,943,130円

##### (2) 増加する剰余金の項目及び額 繰越利益剰余金 1,596,943,130円

##### (3) 債権者異議申述最終期日 2022年12月7日

##### (4) 効力発生日 2022年12月12日

### 第3号議案 定款の一部変更の件

#### 変更の理由

1. 定款第18条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設及び削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。
2. 定款第19条の変更は、コーポレートガバナンス強化に資するべく、経営から独立した社外の知見を得ること及び客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行うために社外取締役を増員するために定款を変更するものであります。
3. 本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

#### 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. 変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

#### 第4号議案 取締役2名選任の件

取締役水向隆氏は、本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役今西和貴氏は、10月26日付で辞任されます。その補欠として新たに取締役2名（社内1名、社外1名）の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者松木高茂氏は取締役水向隆氏の後任として選任され、また、取締役候補者2名の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>まつ き たか しげ</small> <b>松木 高茂</b> (1975年1月9日生)	1999年4月 関西進学セミナー 2005年6月 長尾ジェネコム株式会社 2010年4月 レッドハート株式会社 2011年2月 株式会社ミュートス 企画管理部 部長 2016年7月 株式会社リーガル不動産（現 株式会社LeTech）事業統括部経営企画室 室長 2016年11月 同社 管理部業務課 課長 2019年6月 同社 経営企画部 部長（現任）	7,800株
[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 候補者は、前職で総務、企画、経理財務のマネジメント経験もあり、当社の管理部門の経営に従事し、人事総務、広報IR、法務、ガバナンス、内部統制、システム分野を統括するとともに全社の管理・統括、その役割・職責を適切に果たし、特に優れたリーダーシップを発揮、その成果は期待をはるかに上回るものであります。また、経営企画部長として先見性のある経営力にて当社のグローバル推進、事業のテック開発、DXの推進とあらゆる分野において企業価値の向上に多くの成果を上げてきました。その経営における管理能力、先見性及び高い見識を踏まえ、現在の厳しい状況を改善するにとどまらず、さらなる飛躍をさせてくれるものと判断し、管理本部長の後任である新任取締役候補者いたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任/社外</div> やま だ つね お 山田 庸男 (1943年12月15日生)	1967年 4月 大阪市に勤務 1970年 4月 弁護士登録 (22期) 1974年 4月 山田法律事務所 (現弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所) 所長 (現任) 1994年 4月 大阪弁護士会副会長 1997年 7月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長 1999年 8月 なみはや銀行金融整理管財人 2004年 4月 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 監事 2007年 4月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2007年 8月 日本司法支援センター推進本部本部長代行 2008年10月 日本CSR普及協会近畿支部長 2014年 6月 株式会社池田泉州銀行社外監査役 2015年 6月 岩井コスモホールディングス株式会社社外監査役 2019年 6月 ウェルス・マネジメント株式会社社外取締役 2019年 2月 シン・エナジー株式会社社外監査役 (現任) 2022年 6月 ウェルス・マネジメント株式会社社外取締役監査等委員 (現任)	0株
(重要な兼職の状況) 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所所長 ウェルス・マネジメント株式会社社外取締役監査等委員 シン・エナジー株式会社社外監査役			
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 候補者は、弁護士の資格を有し、長年にわたる法律に関する専門的な知識と経験を有し、企業法務にも明るいことから、法律的な見地において当社の指導に当たっていただけると判断しております。また、司法界での経歴や多数の上場企業における役員経験、その他の広範な分野で代表的な役割を果たしてきたことから、多角的な目線で当社の経営に関与いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松木高茂氏は新任の取締役候補者であり、山田庸男氏は新任の社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者の山田氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、山田氏の選任が承認された場合には、山田氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、山田庸男氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき山田氏との間で同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。本議案において松木高茂氏、山田庸男氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告内、「会社役員に関する事項」(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等をご参照ください。

以 上

# 事業報告

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の新規感染者の減少に伴う行動制限の緩和や海外からの新規入国者の拡大に向けた実証実験の開始等、徐々に正常化に向けた動きがみられております。

当社の属する不動産業界におきましても、東京都におけるオフィスの平均空室率は東京オリンピックを見据えた需要拡大により、2020年2月に1.49%となっておりますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大以降、平均空室率は徐々に拡大し、2021年10月には平均空室率は6.47%となる一方、建築価額の高騰に伴いオフィス向け不動産価額は高止まりする等の不安定要素も見受けられます。他方で、リモートワークの拡大、住宅ローン金利が歴史的な低水準にあることを背景に、居住用物件の不動産価格指数(国土交通省)はコロナ禍前の2020年2月の113.6から、2022年2月に128.2と上昇傾向にあり、需要は根強い状況にあります。

このような事業環境のもと、当社では「中期経営計画（2022年7月期－2024年7月期）」に基づき、経営基盤の強化、企業価値の向上及び不動産テック企業としての地位の確立を目指し、事業を推進してまいりました。

当社は2022年2月16日開示の「棚卸資産の評価減の計上に関するお知らせ」のとおり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による市場減少の大きな影響を受けたインバウンド需要向け大型開発案件の売却を行い、28億36百万円の売却損が発生いたしました。その結果、当事業年度におきましては、売上高182億2百万円（前年同期比4.5%減）、営業損失32億32百万円（前年同期は営業利益12億23百万円）、経常損失39億57百万円（前年同期は経常利益2億81百万円）、当期純損失46億88百万円（前年同期は当期純利益6億9百万円）となりました。

なお、2022年3月17日開示の「繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」のとおり、将来の課税所得を見積もることができないため、保守的に繰延税金資産の全額を取崩し、法人税等調整額として5億21百万円を計上しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 不動産ソリューション事業

売上高は170億75百万円（前年同期比1.6%増）、セグメント損失24億41百万円（前年同期はセグメント利益20億36百万円）となりました。

当事業セグメントにおいては、経営計画に基づき不動産価格の方向感を見定めながら、仕入面においては当社の目利き力やノウハウを最大限活用し、駅近物件等の希少性の高い販売用不動産の選定に注力しております。販売面においては、当社の主力商品「LEGALAND」が堅調な売上を計上するとともに、報酬制度・業務委託費の見直し等により経費削減に取り組んだものの、インバウンド需要向け大型開発案件による多額の売却損が発生したことから、前年同期と比較して増収減益となりました。

② 不動産賃貸事業

売上高は11億20百万円（前年同期比15.5%減）、セグメント利益1億72百万円（前年同期比42.2%減）となりました。

当事業セグメントは、当社の安定的な収益基盤の指標となるセグメントであり、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの所有不動産からの賃貸収入を収益の柱としております。当事業年度におきましても引き続き安定的な稼働率を維持しているものの、長期的な収益との引き合いの状況を考慮して販売用不動産を売却したための物件数の減少及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によるインバウンドの減少から民泊需要が減少したことにより、前年同期と比較して減収減益となりました。

今後においては、市場の状況に注視しながら物件の選定及び保有不動産の稼働維持・向上を図ってまいります。

③ その他事業

売上高は7百万円（前年同期比99.2%減）、セグメント損失7百万円（前年同期はセグメント利益61百万円）となりました。

前事業年度まで介護事業及び不動産コンサルティング事業における任意売却を中心とした不動産仲介を行っていましたが、前事業年度末に売上高の大半を占める介護事業を事業譲渡したことにより、前年同期と比較して減収減益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、不動産賃貸事業における物件取得を目的とした設備投資を実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は11百万円であり、主に不動産賃貸事業での収益不動産の取得にかかる費用5百万円であります。

また、設備の売却または除却による減少額は18億99百万円であり、主に不動産賃貸事業での収益不動産の売却による減少18億99百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度中においては、複数の金融機関より総額17,552,310千円の借入れを行っております。借入内容は以下のとおりであります。

建物及び土地購入資金	15,167,647千円
運転資金	2,384,663千円

## (4) 対処すべき課題

### ① 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な課題であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、ステークホルダーに対して経営の適正性や健全性を確保しつつも、さらに効率化された組織体制の構築に向けて内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

### ② コンプライアンス体制の強化

当社は、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行しており、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務におけるコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会の定期的開催、内部通報制度の周知、各種取引の健全性の確保、情報の共有化及び再発防止策の策定などを行い、また、社内啓蒙活動を実施し、企業の社会的責任を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

### ③ 仕入力及び販売力の増強

当社は、不動産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、優良な物件を仕入れるため、数多くの物件情報を収集できるネットワークを一層強化し、不動産鑑定及び収益力のある物件を発掘する目利きを活かして、社会動向を見据えた多種多様のニーズに合致した物件の仕入れを引き続き積極的に行ってまいります。

また、物件ごとにソフト・ハードの両面において適切なバリューアップを施すことで、資産価値を高める一方、最適な投資利回りを確保し、投資対象として魅力のある物件を提供できるよう努めております。

### ④ 収益構造の転換

販売用不動産の販売に依存する収益モデルは、少なからず市況の影響を受けるビジネスモデルであり、販売の成否による1事業年度間の業績の波が大きいため、市況が好調な時は大きなリターンが期待できるものの、当該収益構造のみに過度に依存することはリスクが高いと考えております。

また、不動産調達から開発までにかかる用地・建築費の高騰の影響もあり、従来の不動産販売による事業スキームでは収益性の飛躍的な向上は図りにくく、今後の更なる事業拡大においては収益構造の転換が最重要課題と捉えております。

当社は不動産DXを推し進め、オンラインサービスを通じて新たな顧客層とのタッチポイントを獲得し、多様なユーザーニーズに応える総合プラットフォームを構築することで安定的かつ収益性の高い事業モデルを確立してまいります。

### ⑤ 財務体質の健全化

当社は、これまで事業・業容の拡大に際して、事業用地の取得及び運転資金を主として金融機関からの借入れによって賅ってきたことに加え、2022年7月期においては当期純損失46億88百万円を計上したことにより自己資本比率が0.3%と著しく低下しており、有利子負債比率も26,756.7%と高い水準となっております。このため、景気の変動や金利動向により大きな影響を受ける財務構造となっており、今後の企業間競争に耐えうるべく財務体質の改善が急務であると認識しております。

2022年9月30日に第三者割当増資の実行により純資産及び自己資本比率は改善したものの、今後の経営の安定化のためにも、利益の蓄積及び多様な調達手法を活用した財務基盤の充実及び仕入れと売却のバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールを更に徹底し、営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

(有利子負債比率＝有利子負債額÷自己資本×100)

⑥ 安定した資金調達の確保

当社が掲げる経営戦略を実現するためには、不動産開発における物件の仕入資金の調達力を上げていくことが必要不可欠であります。

市況の変化に大きく左右されることなく安定した資金調達を行うために、物件単位の資金調達に加えて、フリーキャッシュである手元資金の増強が有効であると認識しております。

そのためには、金融機関からの借入れのみならず、多様な資金調達手法を検討していくことが重要であると考えております。

⑦ 人材の確保と育成

上記の課題を克服するためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが最も重要な課題として認識しております。

そのために当社では、従業員のプロフェッショナル化として不動産運用に係る従業員に対し不動産に関する専門知識の習得を求めるだけでなく、すべての業務に携わる従業員に対し、自己研鑽を重ね、高い専門性を身に付けること、自律的に行動していくことを求めています。

これにより、従業員個々の能力向上を図り、当社の人材レベルの向上、ひいてはサービスの質向上、維持に繋げていきたいと考えております。

その実現には、人材に対する投資が必要不可欠であると考え、毎年策定する人員計画に教育研修を盛り込み、継続して人材のレベルアップに取り組んでおります。

併せて、経営理念やコンプライアンスに基づいた業務運営体制の徹底のため、リスク管理などに対する全社員の意識向上にも努めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年7月期 第19期	2020年7月期 第20期	2021年7月期 第21期	2022年7月期 (当期)第22期
売 上 高	23,727,964千円	26,703,707千円	19,057,626千円	18,202,986千円
経常利益又は経常損失(△)	1,118,803千円	624,339千円	281,899千円	△3,957,179千円
当期純利益又は当期純損失(△)	694,644千円	100,479千円	609,650千円	△4,688,026千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	259.74円	33.07円	196.05円	△1,470.04円
総 資 産	48,416,791千円	40,981,987千円	33,564,455千円	18,823,600千円
純 資 産	3,649,975千円	4,012,175千円	4,655,402千円	65,774千円
1株当たり純資産額	1,265.07円	1,273.45円	1,491.99円	20.30円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況等 (2022年7月31日現在)

- ① 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 親会社等との取引に関する事項  
該当事項はありません。



(7) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業	主要製品
不動産ソリューション事業	<p>当事業では、様々なソースの物件情報から不動産を仕入れ、最適なバリューアップを施し資産価値を高めたうえで、主に個人富裕層及び資産保有を目的とした事業法人に対して、各々の顧客ニーズに即した物件を販売しております。販売する収益不動産は、独自の営業ルートにより仕入れた物件を建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等を施すことにより資産価値の向上を図っております。主な内容としては、土地有効活用、住宅（マンション）開発、オフィス・ホテル・民泊施設等の商業開発、コンバージョン・リノベーション等による不動産販売であります。</p>
不動産賃貸事業	<p>当事業では、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの収益不動産からの賃料収入の確保を収益の柱としております。また、自社保有物件から発生する収益だけでなく、当社が売却した物件を含めてお客様の保有物件の物件管理業務を受託するプロパティマネジメント事業を行っているほか、不動産管理会社と入居者をより良い形で繋ぎ、建物をサポートするマンション・ビルの修繕・原状回復工事に特化したサービスを提供するファシリティマネジメント事業を行っております。ファシリティマネジメント事業においては、不動産賃貸事業における賃料の増収や稼働率の向上をテーマとして、当社保有物件の退去者の立会い業務や原状回復工事、リノベーション工事、補修工事なども行っております。</p>
その他事業	<p>その他事業として、不動産コンサルティング事業を行っております。当事業におきましては、法的側面から生じる弁護士からの民事訴訟案件や金融機関等からのローン延長案件に対して、任意売却の仲介及びコンサルティング等、課題解決法を提案してまいりました。不動産の専門家として債務者への買主仲介から関係各所との交渉、別除権者との接触、配分案作成、不動産の調査や価格査定、権利譲渡、リーシング、入札、場合によっては当社での買い取りなど、お客様のニーズに合わせたサービスを展開しています。</p> <p>現在では、法的案件整理以外でも当社が培った不動産コンサルティングのノウハウを活かし、様々な場面で課題解決法を提案しております。</p>

## (8) 主要な営業所 (2022年7月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区堂山町3番3号
東 京 支 社	東京都港区虎ノ門1丁目2番8号
神 戸 支 店	神戸市中央区二宮町1丁目4番7号

## (9) 従業員の状況 (2022年7月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
73名	10名減	40.3歳	5.2年

(注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

2. 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

## (10) 主要な借入先 (2022年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	4,276,000千円
近 畿 産 業 信 用 組 合	2,621,590千円
大 阪 商 工 信 用 金 庫	1,612,182千円
横 浜 幸 銀 信 用 組 合	1,590,600千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,213,000千円
株 式 会 社 SBJ 銀 行	1,005,000千円
DreamBridge 株 式 会 社	1,000,000千円
あ す か 信 用 組 合	801,000千円
株 式 会 社 み な と 銀 行	693,597千円
株 式 会 社 香 川 銀 行	610,493千円

## (11) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、インバウンド需要向け大型開発案件の売却を行い、28億36百万円の売却損が発生したことにより、当事業年度において営業損失32億32百万円となりました。

旺盛なインバウンド需要を前提に2019年5月に大型開発案件に関する用地取得を行い、開発のための既存物件の解体等を進めておりましたが、その後新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生・拡大により市場環境に大きな変動があり、当該物件の対象市場となるインバウンド需要についても極めて大きな影響を受けることとなりました。

インバウンド需要の回復を見据えて当該物件の売却に注力してまいりましたが、変異株の拡大等により未だ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束が見えない状況を鑑み、当該物件を保有し続けることは今後の事業運営の大きな足かせとなっているため、当該物件について損失を生じさせてでも早期に売却処分を進めることこそが経営体質を身軽にし、他の物件の開発を加速させ、会社利益の最大化を図ることができる最良の手段であると判断いたしました。当初想定の高い引き合い価格ではないものの、購入の意向をいただいた相手先と協議を進め、2022年2月16日に信託受益権譲渡契約を締結し、2022年2月17日に当該物件を引渡しております。

その結果、大型開発案件の当初想定価格による譲渡でなかったことにより当社の財政状態が悪化したため、今後の事業運営のための十分な資金確保が懸念され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、当社は以下の対応策を講じることにより、財務基盤の安定及び業績回復に取り組んでおります。

### ① 自己資本の増強

毀損した自己資本を補填すべく、第三者割当増資の方法により30億円の資金調達を行っており、財務基盤の増強を図っております。

### ② 主力商品である「LEGALAND」を中心とした物件開発の加速による業績回復

2022年2月4日公表の「販売用不動産の売却に関するお知らせ」のとおり、「LEGALAND」は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)禍においても堅調な販売実績を上げており、「LEGALAND」を中心とした物件開発を加速させております。

### ③ 物件仕入リスク基準の明確化によるリスクコントロール及びリスク分散

物件仕入のリスク基準を明確にし、適切なリスクコントロールを行ったうえで仕入を行うことを原則とし、これまでよりも一段厳しい基準でのリスクヘッジ対策を行っております。

仕入段階で物件の種類及び物件規模によってリスク評価を行い、安全性に注視したリスク分析により安全性の高いポートフォリオを構築しております。また、仕入の規模をコントロールしながら中小規模の物件仕入を複数行うことによるリスク分散を行っております。

④ 報酬制度や業務委託内容の見直しによる経費削減

販売費及び一般管理費において、報酬制度や業務委託内容の見直しに取り組み、経費削減を実施しております。

上記施策は既に順次対応し一定の効果を出しており、当面の事業運営に必要な資金を確保できていることから継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年7月31日現在）

(1) 発行可能株式の総数 8,000,000株

種類	発行可能株式総数
普通株式	11,998,000株
A種種類株式	2,000株
合計	12,000,000株

(注) なお、2022年9月26日開催の臨時株主総会において定款を変更し、上記の通りとなっております。

(2) 発行済株式の総数 3,295,138株（自己株式 55,708株を含む）

種類	発行済株式総数
普通株式	4,843,138株
A種種類株式	2,000株
合計	4,845,138株

- (注) 1. なお、2022年9月30日に第三者割当増資の方法による普通株式及びA種種類株式を発行し、上記の通りとなっております。
2. 2022年9月26日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資の方法による普通株式及びA種種類株式の発行が決議され、同年9月30日に普通株式及びA種種類株式の発行が行われており、当該A種種類株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 単元株式数は1株であります。
- (2) 種類株式配当金
- ①種類株式配当金  
毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき一年当たり発行価額の3.0%の種類株式配当金を支払う。ただし、当該事業年度において種類中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ②非累積条項  
ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して種類株式配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項  
A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、種類株式配当金を超えて利益配当を行わない。
- ④種類中間配当金  
中間配当を行うときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、種類株式中間配当金を支払う。
- (3) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。
- (4) 償還請求  
令和4年9月30日以降、当社に対して金銭を対価としてA種種類株式の全部又は一部を償還請求することができる。当社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日における分配可能額(会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。)を限度として、当該効力が生じる日に、A種種類株主に対して、当社定款の定める方法によって計算された金銭を交付する。
- (5) 普通株式への全部又は一部転換請求  
令和4年9月30日以降、当社に対して普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を転換請求することができ、その転換価額は350円とする。
- (6) 議決権条項  
A種種類株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、資金調達を目的としたものであるため、株主総会において議決権を有しない。

- (7) 種類株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等  
 A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。また、A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利が付与されること及び株式又は新株予約権の無償割当ては行われない。
- (8) 種類株主総会の決議  
 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(3) 株主数 1,977名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社リーガルアセット	1,120,000株	34.57%
平野哲司	430,000株	13.27%
藤原 寛	206,206株	6.37%
水向 隆	116,206株	3.59%
富田和成	90,000株	2.78%
山田隆弘	77,900株	2.40%
川名貴行	20,400株	0.63%
桑原 聡	20,000株	0.62%
L e T e c h従業員持株会	12,400株	0.38%
西 大輔	11,800株	0.36%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（55,708株）を控除して計算しております。
2. 2022年9月30日に第三者割当増資の方法による普通株式及びA種種類株式を発行しており、株式会社エルティーが普通株式1,548,000株、A種種類株式2,000株を所有しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	132,160株	2名
社 外 取 締 役	0株	0名
監 査 役	0株	0名

- (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度中に以下の内容で発行済株式の総数が増加しております。
- ・新株予約権の行使 800株
- ② 当事業年度中に以下の内容で自己株式を取得しております。
- ・譲渡制限付株式の無償取得 13,800株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数  
840個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 84,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (300円)	2019年7月26日 ~2026年7月25日	100個	1名

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年7月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
平野哲司	代表取締役社長	
水向隆	取締役 管理本部長	
藤原寛	取締役 営業本部長	
岡修司	取締役 営業副本部長	
久保田洋	取締役	株式会社ファンペップ社外取締役
今西和貴	取締役	株式会社クラレス取締役
橋本伸行	常勤監査役	
喜多村晴雄	監査役	株式会社デンソー社外監査役、東洋アルミニウム株式会社社外監査役、公認会計士
山下真	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役 久保田洋、同 今西和貴の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役 橋本伸行、同 喜多村晴雄及び同 山下真の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役 橋本伸行、同 喜多村晴雄及び同 山下真の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役 喜多村晴雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任時の地位・重要な兼職の状況
塩野隆史	2021年9月14日	監査役、アマテイ株式会社社外取締役、株式会社多賀製作所社外監査役、株式会社リーガルサポート代表取締役、弁護士
宇野正明	2021年10月28日	常勤監査役

5. 取締役 水向隆氏は本株主総会終結の時をもって、同 今西和貴氏は、2022年10月26日付で辞任いたします。(今西氏が株主総会で述べられる予定の意見はございません。)

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む）行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 役員の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に相当する事項を2021年4月16日開催の取締役会の決議により定めております。

決議後の決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針とし、短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指すものとする。

次に、取締役の報酬限度額は、2017年10月30日開催の定時株主総会において、年額630百万円以内と決議されている。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）である。2019年10月30日開催の定時株主総会において、外枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権として、年額200百万円以内と決議されている。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）である。

当社の取締役の報酬額及び算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であり、取締役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により決定するものとする。

また上場会社として当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年の時価総額向上に応じた企業価値連動報酬を反映した設計を採用するものとする。

当社は、取締役の役員報酬制度として、(A)固定報酬、(B)毎年の成果に応じた短期業績連動報酬、(C)毎年の時価総額向上に応じた企業価値連動報酬を反映した設計を採用し、(A)固定報酬としての月額定期報酬、(B)短期業績連動報酬としては単年度利益を目安に支給する役員報酬、(C)企業価値連動報酬としては単年度時価総額向上を目安に支給する役員報酬とする。

役員報酬区分	取締役	社外取締役
固定報酬	○	○
短期業績連動報酬	○	—
企業価値連動報酬	○	—

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額として月例の固定報酬を決定するものとする。

社外取締役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を月例の固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の額の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

始めに短期業績連動報酬としては、社外取締役を除く取締役を対象としており、その指標としては取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から経常利益、予算達成率、成長率及び次期業績目標を基に一定の計算式に基づき算出するものとする。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を短期業績連動報酬に乘じ各取締役の報酬額を決定するものとする。

なお、報酬額の決定にあたって業績連動報酬に係る目標は、事業年度末を越えて発表される決算短信に記載する業績予想における経常利益額とする。

次に、企業価値連動報酬としては、社外取締役を除く取締役を対象としており、金銭報酬と株式報酬で構成されており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬は譲渡制限付の固定報酬とする。金銭報酬は変動報酬とし、その指標としては企業価値向上の成果を図るにあたり最適であるとの判断から時価総額を基に一定の計算式に基づき算出するものとする。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を金銭報酬に乘じ、固定報酬を加えた額を各取締役の報酬額とし、報酬額の決定にあたって企業価値連動報酬に係る目標等は定めないものとする。

なお、上記短期業績連動報酬及び企業価値連動報酬における金銭報酬についての支払い時期は、月例に加算して支払うものとする。

最後に、譲渡制限付株式の付与のための報酬については次のとおりとする。

2019年10月30日開催の定時株主総会において、当社の取締役（代表取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、企業価値連動報酬として新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議がなされており、本決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（金銭報酬債権）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とした。

また、各対象取締役への具体的な支給時期は2年毎とし、配分方法と併せ取締役会において決定するものとする。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとする。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬については、担当職務の功績等を勘案して決定するため変動するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記株主総会決議の報酬限度内において、役員の報酬の決定方針に従い、取締役会の決議を経て個別報酬を決定するものとする。ただし、取締役会決議に基づき、代表取締役に對し、各取締役の所掌業務及び担当事業の業績等を踏まえて、上記の報酬の決定方針に従いつつ、具体的報酬額の決定を委任することを妨げない。

② 業績連動報酬に関する事項

当事業年度における業績連動報酬に係る主な指標の達成度の基準及び実績は次のとおりです。業績指標のうち、主要な指標である当事業年度を含む経常利益額は、「財産及び損益の状況の推移」に記載のとおり未達成であり、その他の指標も未達成となっております。

③ 委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長平野哲司に取締役の個人別の報酬等の決定の権限を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や責任に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定に当たっては、上記決定方針に従った決定方法を取っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査役の報酬額は、2017年10月30日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期業績 連動報酬	企業価値 連動報酬		
				金銭報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を 除く)	272,393	144,006	64,935	—	63,452	4
監査役 (社外監査役を 除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	8,400	8,400	—	—	—	2
社外監査役	14,450	14,450	—	—	—	5

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役2名を含んでおります。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

イ. 重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年7月31日現在)」に記載のとおりであります。

ロ. 当社と他の重要な兼職先各社との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
久保田 洋	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、上場企業並びに金融機関での取締役を歴任しており、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社の持続的な企業価値向上のため、さらには経営の監督機能を担っております。
今西和貴	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、長年にわたる記者としての経験や大阪府議会議員の経歴を有しており、その幅広い知見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化を担っております。
橋本伸行	常勤社外監査役	2021年10月28日の就任後に開催された取締役会18回及び監査役会10回全てに出席し、当社の監査役会及び取締役会において企業監査に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、監督機能向上を担っております。
喜多村 晴雄	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社経営の適正性の確保に大きく寄与しております。
山下 真	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の経営及び事業推進に対しての監督及びチェック機能を担っております。

(注) 取締役 今西和貴氏は、2022年10月26日付で辞任いたします。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人

(2) 継続監査期間  
2016年7月期以降の7年間

(3) 監査法人の選定方針と理由

監査役会が定めた会計監査人评价基準に照らし、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額などを総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、当社が太陽有限責任監査法人を選定する理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

(4) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人评价基準に照らし、会計監査人との面談、意見交換等を通じ、品質管理体制、監査計画、会計監査人及び監査チームの独立性、外部レビュー結果、監査役会・経営者・内部監査部門とのコミュニケーション状況等の観点から、総合的に勘案して評価しております。



(5) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査に対する報酬の額と金融商品取引法にもとづく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(6) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
- (ロ) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、規程に基づきそれぞれの責任者を任命する。
- (ハ) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (ニ) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているか監督する。
- (ホ) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (ヘ) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

#### b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
- (ロ) 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

#### c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
- (ロ) 「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

- d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 「企業倫理規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」並びに「リスク・コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
  - (ロ) 代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス総括責任者として管理本部長を任命し、総務部において、リスク・コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
  - (ハ) 内部通報制度として、第三者通報窓口として外部の専門会社及び社内通報窓口を総務部長、管理本部長とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。
  - (ニ) 監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - (ホ) 内部監査室長は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規程・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室の使用人を監査役の補助をすべき使用人として指名することができる。
  - (ロ) 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役の同意を得たうえで決定することとする。
  - (ハ) 指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 監査役は、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
  - (ロ) 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
  - (ハ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会（それができないときは監査役）に報告しなければならない。
  - (ニ) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- h. 監査役職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- i. その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、毎月1回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。
  - (ロ) 監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査室長と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。
- j. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- k. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### a. コンプライアンス

当社では、各部門長等をメンバーとするリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、社内におけるコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

### b. リスク管理

当社では、様々なリスクについて、各部門でリスク管理を実施するとともに、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクアセスメントの実施を行っております。また、内部統制システムについても整備、運用状況及び有効性の確認を行っております。

### c. 取締役の職務執行

当社では、本年度において取締役会を22回開催し、上程される議案や報告事項について適切に審議するとともに業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

### d. 監査役の監査体制

当社では、監査役が取締役会のほかに経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から業務執行状況等の報告を受けるとともに、意見陳述を行う機会を確保しております。

監査役と代表取締役との定期的な会合を設定し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の監査環境等について、意見交換を行いました。また、内部監査部門及び会計監査人等と、監査役監査の実効性確保を図るため、定期的な連絡会を開催し、監査役が求めた事項や対処すべき課題等について意見交換を行いました。さらに、非常勤社外取締役とも会合を持ち、業務執行役員等から、その職務の執行について、報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,043,421</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,822,359</b>
現金及び預金	770,611	営業未払金	215,581
営業未収入金	80,477	短期借入金	5,625,870
販売用不動産	10,867,754	1年内償還予定の社債	28,000
仕掛販売用不動産	5,739,635	1年内返済予定の長期借入金	5,104,142
前渡金	53,682	リース債務	905
前払費用	129,942	未払金	53,810
その他の	405,547	未払費用	230,869
貸倒引当金	△4,230	未払法人税等	8,064
		前受金	331,570
<b>固定資産</b>	<b>780,178</b>	預り金	179,155
<b>有形固定資産</b>	<b>256,845</b>	前受収益	20,681
建物	172,575	賞与引当金	23,707
機械及び装置	2,989		
工具、器具及び備品	7,684	<b>固定負債</b>	<b>6,935,465</b>
土地	72,930	社債	18,000
リース資産	664	長期借入金	6,822,298
		退職給付引当金	9,657
<b>無形固定資産</b>	<b>22,734</b>	繰延税金負債	822
ソフトウェア	21,457	その他の	84,687
その他の	1,277	<b>負債合計</b>	<b>18,757,825</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>500,598</b>	<b>(純資産の部)</b>	
出資	139,431	<b>株主資本</b>	<b>65,774</b>
長期前払費用	135,575	資本金	851,517
その他の	225,592	資本剰余金	811,249
		資本準備金	761,517
		その他資本剰余金	49,732
		利益剰余金	△1,596,943
		その他利益剰余金	△1,596,943
		繰越利益剰余金	△1,596,943
		自己株式	△48
<b>資産合計</b>	<b>18,823,600</b>	<b>純資産合計</b>	<b>65,774</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,823,600</b>

# 損益計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,202,986
売上原価	19,505,369
売上総損失	1,302,383
販売費及び一般管理費	1,930,046
営業業損失	3,232,430
営業外収益	
受取利息	50
受取配当金	834
補助金収入	2,369
保険解約返戻金	1,918
その他	8,354
合計	13,527
営業外費用	
支払利息	634,676
支払手数料	94,331
その他	9,269
合計	738,277
特別損失	3,957,179
受取和解金	39,689
固定資産売却益	30,272
合計	69,961
特別損失	
過年度消費税等	52,789
減損損失	205,370
固定資産除却損	206
合計	258,366
税引前当期純損失	4,145,584
法人税、住民税及び事業税	21,410
法人税等調整額	521,031
当期純損失	542,441
	4,688,026

# 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	791,396	701,396	49,732	3,112,925	△48
当期変動額					
新株の発行	60,120	60,120			
剰余金の配当				△21,841	
当期純損失(△)				△4,688,026	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	60,120	60,120	-	△4,709,868	-
当期末残高	851,517	761,517	49,732	△1,596,943	△48

	株 主 資 本	純 資 産 合 計
	株主資本合計	
当期首残高	4,655,402	4,655,402
当期変動額		
新株の発行	120,241	120,241
剰余金の配当	△21,841	△21,841
当期純損失(△)	△4,688,026	△4,688,026
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-
当期変動額合計	△4,589,627	△4,589,627
当期末残高	65,774	65,774



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
販売用不動産及び仕掛販売用不動産  
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～47年
機械及び装置	15～17年
工具、器具及び備品	3～15年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 不動産ソリューション事業

顧客との不動産売買契約に基づき、自社で仕入れ、バリューアップを施した物件（小規模、大規模マンション、商業施設、事業施設等）を顧客に引き渡しを行う履行義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

### (2) 不動産賃貸事業

賃貸契約に基づき主にマンション・オフィスビル等建物、土地及び駐車場の賃貸を行っております。この場合、室料・共益料等は「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引に該当します。なお、収益認識基準の対象となる物件内の付加サービス等の履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足され、収益を認識しています。

## 5. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法

## 6. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、5年間で償却を行っております。

## 会計方針の変更に関する注記 会計基準の改正等に伴う会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は26,518千円減少しておりますが、売上原価も同額減少しているため、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産の評価

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	10,867,754千円
仕掛販売用不動産	5,739,635千円

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産等について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として計上しております。正味売却価額の算定における主要な仮定は、将来の販売見込額であり、市場の動向、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案し反映させております。また、必要に応じて不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づき算定しております。なお、上記の主要な仮定に変動があった場合、翌事業年度において評価損が計上される可能性があります。

### 追加情報

保有目的の変更により、有形固定資産の一部2,793,568千円を販売用不動産へ振替えております。

**貸借対照表に関する注記**

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

## (1) 担保に供している資産

現金及び預金	150,106千円
販売用不動産	10,867,754千円
仕掛販売用不動産	5,668,179千円
建物	133,782千円
土地	68,257千円
計	16,888,079千円

## (2) 担保に係る債務

短期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	9,274,180千円
長期借入金	5,893,467千円
計	15,167,647千円

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

118,127千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	3,162,178株	132,960株	－株	3,295,138株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加 132,160株

ストック・オプションの権利行使による増加 800株

### 2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	41,908株	13,800株	－株	55,708株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 13,800株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年10月28日 定時株主総会	普通株式	21,841千円	7.00円	2021年 7月31日	2021年 10月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

### 4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 84,000株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金	1,417,250千円
株式報酬費用	64,017千円
賞与引当金	7,249千円
未払不動産取得税	37,161千円
棚卸資産評価減	1,549千円
減損損失	49,163千円
共同事業に係る調整額	63,834千円
税務上の収益認識額	91,921千円
未払事業税	1,295千円
その他	33,170千円
繰延税金資産小計	1,766,614千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,417,250千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△349,363千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他	△822千円
繰延税金負債合計	△822千円
繰延税金負債純額	△822千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に不動産ソリューション事業及び不動産賃貸事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。一時的な余裕資金は、規程に基づき安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、資金の借入れ等に係る貸借対照表上の負債のいわゆる市場リスク（金利変動リスク）を回避するために利用し、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の主たる事業である不動産ソリューション事業の販売契約においては、顧客の信用状況について十分に把握することで信用リスクの管理に努めております。

営業債権である営業未収入金は、1年以内の回収予定であります。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に不動産ソリューション事業及び不動産賃貸事業における不動産の仕入に必要な資金の調達であり、主に変動金利を採用しているため、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。当事業年度においては、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を、高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 ※2	11,926,440	11,899,484	△26,956
(2) 社債 ※3	46,000	45,706	△293
負債計	11,972,440	11,945,190	△27,250

※1. 現金及び預金、営業未収入金、営業未払金及び短期借入金は、現金であること及び主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

※2. 貸借対照表では流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

※3. 貸借対照表では流動負債に含まれている1年内償還予定の社債も含めて表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
市場価格のない株式等 ※	139,431

※ 市場価格のない株式等は出資金のみであり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	770,611	—	—	—
営業未収入金	80,477	—	—	—
合計	851,089	—	—	—

(注3) 短期借入金、長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	5,625,870	—	—	—	—	—
長期借入金	5,104,142	3,801,568	882,721	277,177	157,700	1,703,130
社債	28,000	18,000	—	—	—	—
合計	10,758,012	3,819,568	882,721	277,177	157,700	1,703,130

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	－	11,899,484	－	11,899,484
社債	－	45,706	－	45,706
負債計	－	11,945,190	－	11,945,190

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

負債

長期借入金及び社債

変動金利分に関しては、短期間での市場金利を反映することから、時価と簿価は近似しているため、簿価を時価とみなしております。固定金利分に関しては、元利金の合計額を新規に同様の借入れ又は社債を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社は、大阪府及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸用住居棟（土地を含む）を所有しております。

2022年7月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は172,394千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額	期首残高	(千円)	5,181,884
	期中増減額	(千円)	△4,971,856
	期末残高	(千円)	210,027
期末時価		(千円)	389,790

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加は、不動産の取得 (5,858千円) であり、減少は、収益物件から販売用不動産への振替 (2,793,568千円) 及び不動産の売却 (1,899,435千円) であります。
3. 主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。
- ただし、第三者からの取得直後や直近の評価時点から公示価格に重要な変動が生じていない場合に

は、当該取得価額や固定資産税評価額を用いて算出した金額によっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び主要株主（個人に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	平野哲司	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 13.27 間接 34.57	債務の被保証担保の被提供	当社借入に対する連帯保証(注) 1	借入金残高 1,381	-	-
							当社借入に対する担保提供(注) 2	借入金残高 1,000,000	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社リーガルアセット(注) 3	大阪府吹田市	3,000	資産管理会社	(被所有) 直接 34.57	担保の被提供資金の借入	当社借入に対する担保提供(注) 2	借入金残高 1,000,000	-	-
							資金の借入及び返済(純額)	200,000	短期借入金	-
							利息の支払(注) 4	1,299	-	-

- (注) 1. 当社は外部借入に対して当社代表取締役社長平野哲司より債務保証を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
2. 当社は総額10億円の外部借入に対して当社代表取締役社長平野哲司及び株式会社リーガルアセットより株式担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
3. 当社代表取締役社長平野哲司が議決権の100%を直接保有しております。
4. 資金の借入金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	20円30銭
1株当たり当期純損失	1,470円04銭

## 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			その他 (注) 2 (千円)	合計 (千円)
	不動産ソリューション事業 (千円)	不動産賃貸事業 (千円)	計 (千円)		
顧客との契約から生じる収益	17,075,463	376,961	17,452,424	7,166	17,459,591
その他の収益 (注) 1	－	743,394	743,394	－	743,394
外部顧客への売上高	17,075,463	1,120,356	18,195,819	7,166	18,202,986

(注) 1. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入等が含まれております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産コンサルティング事業であります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産、契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	84,591
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	80,477
契約負債 (期首残高)	766,420
契約負債 (期末残高)	331,695

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 重要な後発事象に関する注記

### 第三者割当による新株式の発行及び資本業務提携契約の締結

当社は、2022年8月29日開催の取締役会において、株式会社キーストーン・パートナーズ

(以下「キーストーン・パートナーズ」といいます。)との間で、資本業務提携契約(以下「本資本業務提携」といいます。)を締結すること並びに第三者割当増資の方法により総額約10億円の普通株式を発行すること及び総額20億円のA種種類株式を発行することについて、2022年9月26日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議し、同日付で本資本業務提携に関する契約を締結いたしました。

その後、2022年9月26日に開催した臨時株主総会において第三者割当に関連する議案が承認可決され、2022年9月30日に払込が完了いたしました。

## 1. 本資本業務提携の目的・理由

当社の中核事業は、堅調な販売実績を上げている「LEGALAND」を中心とした不動産ソリューション事業となっており、「LEGALAND」を中心とした物件開発を加速させ、業績を回復させることが必要と考え、資本増強による資金繰り・財務状況の抜本的な改善及び金融機関に対する与信向上が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うこととしました。

今回、資本業務提携先であるキーストーン・パートナーズは、以前から当社へ不動産開発資金の融資を実施しており、当社事業及び財務状況に関する理解が高く、エクイティ出資を伴う事業再生に関し経験が豊富、また当社のビジネスを再拡大していただくの知見・ノウハウを有している会社であり、資金調達だけではなく様々な支援を受けることが可能と考えました。

そのため、当社の資金需要に合わせた、迅速な資金調達が可能であったキーストーン・パートナーズと資本業務提携契約を締結することとしました。

## 2. 本資本業務提携の内容

### (1) 業務提携の内容

当社とキーストーン・パートナーズは、両社の事業の発展及び企業価値向上のため、以下の各項目について業務提携を行います。業務提携の具体的な内容については、当社及びキーストーン・パートナーズの間で今後協議のうえ、個別契約を取り交わす予定です。

- ① キーストーン・パートナーズによる当社への投資案件情報の紹介、共有、優先交渉権の付与等
- ② キーストーン・パートナーズ又は当社による当社又はキーストーン・パートナーズへの共同投資の機会の付与
- ③ 当社の組成する投資案件へのキーストーン・パートナーズグループのファイナンス
- ④ 投資家・金融機関の紹介

### (2) 資本提携の内容

キーストーン・パートナーズが管理・運営するファンド(日本リバイバルスポンサーファンド四号投資事業有限責任組合、2019年5月7日組成。)が匿名組合出資を行っている合

同会社エメラルドが 100%出資する株式会社エルティーに対して、第三者割当の方式により、当社普通株式及びA種種類株式を割り当てます。株式会社エルティーは、当社普通株式 1,548,000 株（本第三者割当増資後の総議決権に対する議決権保有割合 32.34%）及び種類株式 2,000 株を引き受ける予定です。なお、種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、種類株式の全部について転換価額にて普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数57,142 個の普通株式が交付されることになり、種類株式の普通株式転換後の議決権保有割合については、69.16%となる予定です。

本第三者割当増資の募集の概要は以下の通りです。

募集株式の種類	普通株式	A種種類株式
①発行のスケジュール	臨時株主総会決議：2022年9月26日 払込期日：2022年9月30日	臨時株主総会決議：2022年9月26日 払込期日：2022年9月30日
②発行新株式数	1,548,000 株	2,000 株
③発行価額	1株につき 646 円	1株につき 1,000,000 円
④発行価額の総額	1,000,008,000 円	2,000,000,000 円
⑤募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、株式会社エルティーにすべての株式を割り当てます。	第三者割当の方法により、株式会社エルティーにすべての株式を割り当てます。
⑥増加する資本金及び準備金の額	増加する資本金の額 500,004,000 円 増加する準備金の額 500,004,000 円	増加する資本金の額 1,000,000,000 円 増加する準備金の額 1,000,000,000 円
⑦資金の使途	i. 物件の取得及び開発費用 1,923百万円 (支出予定時期 2022年9月～2023年7月) ii. 既存の借入金の返済 1,000百万円 (支出予定時期 2022年9月)	

<p>⑧その他の重要な事項</p>	<p>金融商品取引法に基づく届出の効力発生並びに2022年9月26日開催予定の当社臨時株主総会において本第三者割当増資及び普通株式発行に係る定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。</p>	<p>i. A種種類株式の優先配当率は、3.0%で設定されており、A種種類株主は普通株主に先立って配当を受けることができます。ある事業年度において、A種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種種類株主は、当該優先配当を超えて、当社の剰余金の配当を受けることはできません。</p> <p>ii. A種種類株式には、株主総会について議決権が付されておりません。</p> <p>iii. A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2022年9月30日以降いつでも行使することができるかとされております。</p> <p>iv. A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2022年9月30日以降いつでも行使することができるかとされております。</p> <p>v. A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、2024年3月31日以降いつでも、当社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、行使することができるかとされております。</p>
-------------------	---	---



		<p>なお、A種優先株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生並びに2022年9月26日開催予定の当社臨時株主総会において本第三者割当増資及びA種優先株式発行に係る定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。</p>
--	--	---

### 資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、2022年9月27日取締役会において資本金の額の減少及び剰余金の処分について、2022年10月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### 1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分を行う目的

当社は、コロナ禍において財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し、更なる財務体質の健全化を図り、効率的な経営を推進するため、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

#### 2. 資本金の減少の要領

2022年9月30日の第三者割当増資後の資本金2,351,521,133円のうち、2,301,521,133円を減少し、50,000,000円といたします。払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少いたします。

#### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件として、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金1,596,943,130円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,596,943,130円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,596,943,130円

#### 4. 日程

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2022年9月27日       |
| (2) 定時株主総会決議日   | 2022年10月27日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述公告日  | 2022年11月7日 (予定)  |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2022年12月7日 (予定)  |
| (5) 効力発生日       | 2022年12月12日 (予定) |

独立監査人の監査報告書

2022年9月30日

株式会社 L e T e c h  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 L e T e c h の2021年8月1日から2022年7月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月29日開催の取締役会において、株式会社キーストーン・パートナーズとの間で、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」という。）を締結すること並びに第三者割当増資の方法により総額約10億円の普通株式を発行すること及び総額20億円のA種種類株式を発行することについて、2022年9月26日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議し、同日付で本資本業務提携に関する契約を締結した。

その後、2022年9月26日に開催した臨時株主総会において第三者割当に関連する議案が承認可決され、2022年9月30日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、内部統制システムの改善を引き続き要請するなど意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する重大な不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。
- なお、内部統制システムの運用については、引き続き注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月3日

株式会社 LeTech 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 橋本 伸行 ㊟

社外監査役 喜多村 晴雄 ㊟

社外監査役 山下 真 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内

会場 | 大阪市北区堂山町3番3号  
日本生命梅田ビル5階 AP大阪梅田東



- 交通
- JR「大阪駅」徒歩約12分
  - 阪急「大阪梅田駅」徒歩約9分
  - 阪神「大阪梅田駅」徒歩約9分
  - 地下鉄御堂筋線「梅田駅」徒歩約9分
  - 地下鉄谷町線「東梅田駅」徒歩約6分
  - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」徒歩約13分

●各駅より地下街ルートを通して「泉の広場」M-10出口をご利用ください。